魚沼市シティプロモーション企画運営業務委託仕様書

１　番号・業務名

令7現単企委第2号　魚沼市シティプロモーション企画運営業務委託

２　目的

魚沼市（以下「本市」という。）が令和６年11月１日に市内にある関越自動車道「小出インターチェンジ」を「魚沼インターチェンジ」に名称を変更したことを契機とし、本市の魅力発信により来訪を促進し、また、特産品である魚沼市産コシヒカリを全国に向けて効果的にPRすることで、本市への交流人口・関係人口の拡大を図り、継続性のある魚沼市ファンを増やし、市政進展を目指すことを目的とする。

（事業目標）

指標名	目標値
年間観光来訪者数	令和６年実績より２％増加（約 3.2 万人）
年間観光宿泊者数	令和６年実績より２％増加（約 3.6 千人）
ふるさと納税	令和６年の寄附金額より 15%増加（約 531 百万円）

３　業務内容

委託する業務の内容は、次の（１）から（３）とし、事業の実施に向けた企画の立案、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる運営等を一括して行うものとする。

（１）　魚沼市産コシヒカリのプロモーションの企画提案・実施

別紙１「メインディッシュになるお米」を活用したメディア発信による魚沼市産コシヒカリの首都圏や関西圏に向けたブランド認知拡大

ア　新聞広告　全国紙カラー15 段１面　１回

イ　東海道新幹線車内冊子　２回（掲載号・枠確保済）

ウ　ｗｅｂ広告　　３か月　※目標運用：クリック平均単価 30 円以下

エ　テレビ、ラジオ、航空機内広報誌、フリーペーパーなど（１）～（３）以外で効果的なメディア

※ア～ウの実施は必須

※別紙１「メインディッシュになるお米」のビジュアル使用を原則とするが、自主提案も可能

※別紙１「メインディッシュになるお米」のビジュアルデータは本市から提供する。

（２）　観光・広報プロモーション企画提案・実施

令和６年 11 月に小出ＩＣから魚沼ＩＣへ名称変更し、それを契機とした本市の魅力を全国へ発信

ア　本市の認知度拡大、四季ごとの観光資源の発信により、本市を「知る」ことから「来る」を促す取組の企画提案・実施

イ　市内イベントの企画提案・運営

魚沼ＩＣへの変更から１年経過するタイミングに市外からの来訪を促進し、市・市内事業者が一体となり、市民も楽しめる内容のイベント

※魚沼ＩＣを利用し、車両等での来訪を促すもの
※インターチェンジ名称変更から１年を記念するもの

【イベント開催を提案する場合の留意事項】

・市の物産の PR も併せて行うこと。
・イベントの実施にあたって、できるだけ複数の市内事業者を活用すること。（市職員の活用も可）
・一定規模の集客を達成するため、効果的な広報・PR を実施すること。
・公式キャラクター「うおぬまっち」を活用すること。

ウ　魚沼ほっとホットフォトスポット(仮)のプロデュース

本市の観光資源を活用し、魚沼市らしさ(ほっとする）があり、気軽に行けて、気軽に撮影、そして映える(HOT)、魚沼市に来たら必ず行ってみたくなるフォトスポットのプロデュース

本年度については、開発のためのコンサルティングの実施を想定

エ　本市が主催、共催する市内外のおおむね３イベント等についてｗｅｂ広告、ＳＮＳや Web プレスリリースなどを活用した広報の実施・運用

※イベントは別途市が指定することとする。

（３）　効果測定の実施

広告出稿やイベント開催など本業務の実施による効果測定及び検証を実施すること。

４　追加提案

本市が要求している業務以外に、目的を効果的に達成するために有効な提案があれば事由に提案すること。ただし、本市からの事業費の追加は無いものとする。

５　業務の履行期間及び履行場所

（１）履行期間

契約締結の日から令和８年３月31日（火）まで

（２）履行場所

魚沼市内ほか首都圏や関西圏を中心としたプロモーション実施場所

６　本業務完了後に提出する成果物

受託者は、本業務の完了後、すみやかに次の成果物を提出すること。

（１）業務履行届１部

（２）業務実績報告書１部

※業務実績報告書には、実施業務における効果検証を踏まえた上で、今後本市において同様の事業展開した場合における改善方法についても記載すること。

（３）（２）のデータを収めたCD-R又はDVDなどのメディア１枚

７　権利関係及び知的財産権について

（１）本業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

（２）本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

（３）本業務により生じた知的財産権は、原則として本市に帰属することとし、本市は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保されるものとし、この場合、本市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。

（４）納入される成果物に第三者が権利を有する知的財産権等が含まれる場合は、受託者は当該既存知的財産権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとすること。

８　業務委託料の支払方法

委託料として契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとし、支払の時期は原則として業務完了後とするが、受託者は契約締結日以降一部履行部分を請求することができる。

９　その他

（１）この仕様書に明記されていない細部の事項については、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本市の指示に従うものとする。

（２）業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

別紙１　「メインディッシュになるお米」